〇 主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

原告が昭和五五年一〇月二日届け出た一般区域貨物自動車運送事業の事業計画変更 (使用車両の代替)届に対し、被告が同年一一月一日行つた不受理処分を取り消 す。訴訟費用は、被告の負担とする。」との判決

二被告

主文同旨の判決

第二 当事者の主張

一 原告-請求原因

- 3 しかし、一般自動車運送事業において、事業用自動車の種別を変更することは、右法令の規定するとおり、事業計画の変更認可を要しない軽微な事項にあたること明らかであるから、原告の前記事業計画変更(使用車両の代替)届の受理を拒否した被告の処分は違法である。

よつて、原告は、被告の右処分の取消しを求める。

- 二 被告ー請求原因に対する認否
- 1 請求原因1の事実は認める。
- 2 同2の事実のうち、原告が被告に対し、昭和五五年一〇月二日、原告主張の一般区域貨物自動車運送事業計画変更届を提出し、被告は、同年一一月一日原告主張のとおりその受理を拒否する処分を行つたことは認めるが、その余は知らない。
- 3 同3の主張は争う。
- 三 被告ーその余の主張
- 1 原告が計画している事業計画の変更は、一般区域貨物自動車運送事業のために使用している車両を減車して、これを霊柩自動車運送事業用の車両に変更することによって霊柩自動車運送事業の経営を開始しようとするものである。しかしながら、法一八条一項但書、同条三項、施行規則一四条一項四号の事業計画の変更といる。、法一八条一項但書、自然三項、施行規則一四条一項四号の事業計画の変更といる。「種別ごとの数」の変更とは、すでに当該事業の免許を受けている「種別ごとの数」の変更とは、すでに当該事業の免許を受けている事業のので廃車し、その車両の代替を行う等の場合をいうのでででである。とはできない。事種変更の届出のみによって霊柩自動車運送事業を行うことはできない。
- 2 道路運送法上、一般自動車運送事業のうち、貨物自動車運送事業としては法三条二項四号の一般路線貨物自動車運送事業と同条同項五号の一般区域貨物自動車運送事業の二事業のみが規定されているが、一般区域貨物自動車運送事業の中には、霊柩自動車運送事業とそれを除いたいわゆる区域事業の二種類の事業が含まれており、右二種類の事業を営もうとする場合には、それぞれ別個の事業免許を受けなければならない。従つて、一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けている一般自動車運送事業者であつても、霊柩自動車運送事業を営む場合には、右免許とは別に霊

柩自動車運送事業の免許を取得する必要があることになるが、それは次の理由による。

(一) 霊柩自動車運送事業は、

(二) 右のように、一般区域貨物自動車運送事業と霊柩自動車運送事業とは別個の事業として取り扱われてきたので、運輸省においても霊柩自動車運送事業については、一般区域貨物自動車運送事業とは別途に免許等に関する通達等を発して事務を処理してきた。従つて、一般区域貨物自動車運送事業の免許がなされる際に運送品目から霊柩を除くという限定が明示されていることについては、貨事連送品目から霊柩が除かれるという取扱いがなされていることについては、貨事連送品目から霊柩が除かれるという取扱いがなされていることについては、貨事事業者の間では衆知されていた。このことは一般区域貨物自動車運送事業者とともに、原則としてもりでを営む事業者は、一般路線貨物自動車運送事業者とともに、原則とは会事通じても明白では表している方に組織されている方に対している方にとからしても明白で、各都道府県ごとに組織されている方に加入していることからしても明白である。

3 仮に、一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けた貨物自動車運送事業者が、事業計画変更届出のみによつて霊柩自動車運送事業に参入することが許されるとするならば、新規の事業免許(法四条)あるいは事業計画変更の認可(法一八条一項本文)の際の法六条、一八条二項所定の審査基準が適用されないために、主務官庁としては、霊柩自動車運送事業における需給調整を行うことができないこととなり、ひいては法一条の目的とする道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することができず、公共の福祉を阻害するとともに新規に霊柩自動車運送事業の免許申請を行つた者に対する扱いと均衡を失する結果となる。

4 従つて、原告主張の事業計画の変更は、法一八一項但書の軽微な事項に当たらないから、被告の行つた本件不受理処分は適法である。

四 原告ー被告の主張に対する認否

1 被告主張三1のうち、原告が計画している事業計画変更の内容が、被告主張のとおりであることは認めるが、原告が一般区域貨物自動車運送事業の免許しか有しておらず、霊柩自動車運送事業の免許を受けていないとの点は否認する。その主張は争う。

貨物自動車運送事業の中には、一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けているだけであるのに霊柩の運送にかかる運賃、料金の認可を受け、霊柩自動車運送事業を営んでいる者も存在する。一般区域貨物自動車運送事業の中にはいわゆる区域事業と霊柩自動車運送事業の二つの事業があり、右各事業を営むには、それぞれにつき別個の免許を受ける必要があるから原告が受けた一般区域貨物自動車運送事業の免許のみでは霊柩自動車運送事業を営むことはできないとの被告の主張は新たな立法措置によらずして、原告の有する営業の権利を制限するものであつて憲法九七条、九八条一項の原則に違反する。

3 同3の主張は争う。一般自動車運送事業における需給のバランス等の審査は、 免許を行うにあたつてなさるべきものであつて、一旦免許が与えられた後は、事業 者間の自由公平な競争の結果によらざるを得ない。 第三 証拠(省略)

〇理由

一 原告は、法三条二項五号の一般区域貨物自動車運送事業の免許を受け(原告が昭和四三年一一月一三日東京陸運局長から受けた免許は一般小型貨物自動車運送事業免許であつたが、同免許は昭和四六年六月一日の法改正にともなつて一般区域貨物自動車運送事業の免許となつた。)、昭和四三年一二月以来肩書地において一般貨物の運送事業を営んでいる者であるが、霊柩自動車運送事業の経営を開始するく、昭和五五年一〇月二日被告に対し、法一八条一項但書、同条三項、一二二条一号、施行令四条三項一号、施行規則一四条一項四号に基づき、従来運送事業に使用してきた普通自動車一台を霊柩自動車に代替する旨の一般区域貨物自動車運送事業計画変更届を提出したところ、被告は同年一一月一日原告の右事業計画変更は法一八条一項但書には該当しないとの理由で右届出の受理を拒否する処分を行つた。以上の事実は、当事者間に争いがない。

従つて、原告の本件事業計画変更の届出が法一八条一項但書の軽微な事項に係る変 更に当らないことを理由にその受理を拒否した被告の処分は適法であるといわなけ ればならない。

三 よつて、原告の本訴請求は理由がないのでこれを棄却し、訴訟費用の負担については行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判官 高山 晨 野田武明 友田和昭)